

通 知 預 金

(令和2年12月1日現在)

1. 商品名	通知預金	
2. 販売対象	・法人および個人の方	
3. 期 間	・期間の定めはありません。ただし、預入日から7日間の据置期間が必要です。	
4. 預 入	預入方法	・一括預入
	預入金額	・5,000円以上
	預入単位	・1円単位
5. 払戻方法	・随時解約(一括払戻し)できます。 ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です。	
6. 利 息	適用金利	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。なお、利率は金利情勢に応じて変更します。
	利払方法	・解約時(払戻し時)に一括して支払います。
	計算方法	・付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
7. 税 金	・個人・・・20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%) ※ただし、マル優をご利用の場合は除きます。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。 ・法人・・・総合課税	
8. 手数料	—	
9. 付加できる特約事項	・個人の方はマル優のお取扱いができます。	
10. 中途解約時の取扱い	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います。	
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会下さい。	
12. その他参考となる事項	・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます(1人あたり1,000万円までとその利息が保護されます)。	
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室にお申し出ください。 【滋賀県信用組合 お客様相談室】 0748-62-4100 受付日：月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター(Tel03-3581-0031) 第一東京弁護士会 仲裁センター(Tel03-3595-8588) 第二東京弁護士会 仲裁センター(Tel03-3581-2249) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当組合お客様相談室またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。 さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。	

裏面に続きます

	※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんので ご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
--	--

(以上)